

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

名 出 処	名 出 處
<p>第1 無線局(船舶局、船舶地球局、携帯無線通信(設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。))及びシングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信(設備規則第3条第4号の7に規定するものをいう。以下同じ。)) (以下「<u>携帯無線通信等</u>」という。)を行う基地局、高高度基地局並びに陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム(設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。))の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G(設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。))の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局(設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。)を除く。)の検査実施要領</p> <p>[1～3 略]</p> <p>[第2 略]</p> <p>第3 <u>携帯無線通信等</u>を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 無線設備等</p> <p>[一・一の二 略]</p> <p>二 電気的特性</p> <p>[表 略]</p> <p>[注1・注2 略]</p> <p>注3 <u>携帯無線通信等</u>(設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するもの)に限る。)を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム(同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。)の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づき総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備(現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。)については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。</p> <p>[注4 略]</p> <p>三 総合試験 検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうか</p>	<p>第1 無線局(船舶局、船舶地球局、携帯無線通信(設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。))を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム(設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。))の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G(設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。))の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局(設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。)を除く。)の検査実施要領</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>[第2 同左]</p> <p>第3 <u>携帯無線通信</u>を行う基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局の検査実施要領</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[一・一の二 同左]</p> <p>二 [同左]</p> <p>[表 同左]</p> <p>[注1・注2 同左]</p> <p>注3 <u>携帯無線通信</u>(設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するもの)に限る。)を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム(同条第12号及び第12号の2に規定するもの)に限る。)の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づき総合通信局長又は沖繩総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備(現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。)については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。</p> <p>[注4 同左]</p> <p>三 [同左]</p> <p>[同左]</p>

かを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。なお、無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

総合試験の方法等	検査の成績
【1 略】	【略】
2 携帯無線通信等の基地局等及び陸上移動中継局にあつては、任意の1チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。	【略】
【3 略】	【略】

【注 略】

総合試験の方法等	検査の成績
【1 同左】	【同左】
2 携帯無線通信の基地局等及び陸上移動中継局にあつては、任意の1チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。	【同左】
【3 同左】	【同左】

【注 同左】

備考 表中の【】の記号は凡記でない。